

[就労継続支援A型]

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

- () 平成30年度
- () 令和元年度
- () 令和2年度

「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可(その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる)

それ以外の項目は、令和2年度実績で評価

[就労継続支援B型] 平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

- () 平成30年度
- () 令和元年度
- () 令和2年度

在宅でのサービス利用の要件の見直し(就労移行支援及び就労継続支援)

- ・ 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

在宅でのサービス利用要件

[現 行]

(利用者要件)

通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内にお

いて訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
キ オが通所により行われ、あわせて力の評価等も行われた場合、力による通所に置き換えて差し支えない。

[見直し後]

(利用者要件)

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

ア～エ 現行と同じ

オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ 現行と同じ

(その他)

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し(就労移行支援及び就労継続支援)

- ・ 施設外就労に係る加算()を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。
- () 施設外就労加算及び移行準備支援体制加算()
- ・ 施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

(2) 就労移行支援

基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し(一部再掲)

- ・ 一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- ・ 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合(就労定着率)」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。

あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所については、従前と同様に前年度の実績により算定する。